

議案第62号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障がい児入所施設等に感染症の発生又はまん延の防止のための措置を講じるよう義務づける等の必要があるによる。

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「児童福祉施設」の次に「（障がい児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第12条の2及び第13条第3項において「障がい児入所施設等」という。）を除く。同条第2項において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（非常災害対策）

第6条の2 障がい児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障がい児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあっては毎月1回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行わなければならない。

3 障がい児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 障がい児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する

障がい児入所支援（法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。第66条及び第69条において同じ。）又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障がい児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障がい児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 障がい児入所施設等は、当該障がい児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障がい児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障がい児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障がい児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第27条第4項、第36条第3項及び第56条第4項中「除く。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第66条第1項中「（法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。第69条において同じ。）」を削り、同条第3項中「4.3」を「4」に改め、同条第11項中「乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人」を「児童おおむね4人」に改め、同条第15項中「除く。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第80条第1項中「、機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「同じ。）を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かく</sup>喀

痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員を」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる施設及び場合に応じ、当該各号に定める職員を置かないことができる。

- (1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員
- (5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

第80条第2項中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に、「する」を「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第6項中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第7項中「第1項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員」に改める。

第90条第3項及び第98条第4項中「同じ。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「研究科」を加え、「これ」を「これら」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第12条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第13条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(その他の経過措置)

4 この条例の施行の際現に存するこの条例による改正前の福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(以下「改正前の条例」という。)第65条第2号に規定する主として知的障がいのある児童を入所させる福祉型障がい児入所施設については、改正後の条例第66条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に存する改正前の条例第66条第9項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障がい児入所施設については、改正後の条例第66条第11項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に存する改正前の条例第80条第1項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する改正後の条例第80条第2項の規定の適用については、令和4年3月31日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。